

協議事項 1

鳥取県人権教育基本方針の第2次改訂（案）について

平成29年2月15日

人権教育課

鳥取県人権教育基本方針第2次改訂（案）について実施したパブリックコメント（県民への意見募集）の結果を踏まえ、改訂案を取りまとめましたので、協議します。

【教育委員との協議以降の経過（意見及び対応方針）】

- | |
|-----------------------|
| 11月：教育委員との協議（資料1） |
| 11月：県議会常任委員会での報告（資料2） |
| 11月：庁内関係課への確認（資料3） |
| 12月：パブリックコメントの実施（資料4） |
| 2月：庁内関係課への最終確認（資料5） |

<参考：11月の教育委員との協議での確認事項>

1 鳥取県人権教育基本方針第2次改訂に至る経過

- 平成 8年 7月 鳥取県人権尊重の社会づくり条例制定
- 平成 9年 4月 鳥取県人権施策基本方針策定
- 平成16年 3月 鳥取県人権施策基本方針第1次改訂
 - └ 平成16年11月 鳥取県人権教育基本方針策定
- 平成22年11月 鳥取県人権施策基本方針第2次改訂
 - └ 平成24年1月 鳥取県人権教育基本方針第1次改訂
- 平成28年 9月 鳥取県人権施策基本方針第3次改訂
 - └ 平成29年3月 鳥取県人権教育基本方針第2次改訂（予定）

2 改訂のスケジュール

- 平成28年 8月 編集委員会（学識経験者で組織）で改訂素案を検討（～10月）
 - 11月 教育委員との協議
 - 12月 県議会常任委員会での報告
 - 12月 パブリックコメント募集
- 平成29年 2月 定例教育委員会で協議
 - 2月 県議会常任委員会での報告

3 改訂に当たっての基本的考え方

（1）「鳥取県人権施策基本方針－第3次改訂－」との整合

- より一層の対応が求められている問題（近年顕在化した問題）への対応
 - ・北朝鮮当局による拉致問題
 - ・東日本大震災等の災害に関する問題
 - ・アイヌの人々
 - ・職場における人権問題 等

（2）本県の人権教育の基本的考え方の継承

- 同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける。
- 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する。

（3）国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」等のより一層の反映

- 学習者に育てたい「資質・能力」に係る記述のより一層の明確化。
- 「協力」「参加」「体験」を中核に置いた指導方法に係る記述のより一層の明確化。

教育委員との協議での意見及び対応方針

No.	意見内容	対応方針
1	今日的人権課題(平成24年以降の変化)に係る記述がもっと早い段階であった方が良い。	○「はじめに」冒頭の記述を以下のとおり修正します。 人権教育をめぐる昨今の状況を見渡すと、 国内外における反差別・人権確立の取組の発展を受け、プライバシーの権利のように権利の捉えが深化したり、配偶者等に対する暴力(DV:ドメスティックバイオレンス)等の新たな人権問題が認知されたり、 女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人、難病等に関する人権問題の解決を図るための教育が発展・深化する一方で、 東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題や職場における人権問題等、様々な人権にかかわる問題が提起される など、大きな変化を見て取ることができます。そこで、まずは、これまでの鳥取県の取組をふりかえった上で、今後の人権教育を展望することとします。
2	第5章は文字間、行間に余裕があり読みやすいが、それ以前は読みにくい。レイアウトを見やすくした方が良い。	○読みやすいレイアウトに修正します。

県議会常任委員会での意見及び対応方針

No.	意見内容	対応方針
1	県内で、拉致問題の解決に向けた取組が様々に行われている。もっと記述を充実させた方が良い。	○以下のとおり修正します。 ア 現状と課題 …我が国においては、平成14(2002)年、「 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 」が制定され、地方公共団体の責務として、国と共に帰国した被害者等の自立を促進し、生活基盤の再建等に資するため、必要な施策を講じることが定められました。平成18(2006)年には「 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権法) 」が制定され、… イ 鳥取県の取組 鳥取県では、 拉致被害者及びその家族等の早期帰国を願い、帰国後の心身の健康、生活基盤の再建を円滑に実現するため、米子市と連携して拉致被害者の帰国後支援体制の構築に取り組んでいます。また、拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、拉致被害者御家族等を講師とする人権学習会、出前説明会、パネル展示等を行うとともに、国に対して拉致被害者の早期帰国の実現を要望しています。

No.	節	分野	修正意見
1	1	同和教育	しかし、長年にわたる関係者の努力にもかかわらず、現在なお完全には 実質的な 権利回復に至っていません。当事者の職業選択の自由、教育の機会均等が保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由等が 実質的にも 完全に保障され、自己実現が図れる社会の実現に向けて努力することが大切です。
2	1	同和教育	就職における差別については、高校卒業時の公正採用選考に向けた学校、企業、行政が協力した取組が定着し、 現状把握のもとでの現場の実例に即した 指導・啓発等により具体的な改善が図られてきました。
3	1	同和教育	しかし、就職時の面接における プライバシーの侵害や差別につながる恐れのある違反質問等、プライバシーの侵害や差別につながる恐れのある事象 は後を絶ちません。
4	1	同和教育	また、身元調査・聞き合わせ等は多くの場合、 重大な人権侵害であり差別行為になります が、いまだに、 差別につながる人権侵害 も後を絶ちません。
5	1	同和教育	そして、従来の識字問題に加え、今日の高度情報化社会において、情報格差という 新たな問題も現れてきました問題もより顕著になってきました 。
6	1	同和教育	*2平成26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると、同和地区出身の人との結婚について、 肯定的な回答の合計は72.1% 出身とは関係なく認めるとの回答は 48.7% 、 否定的な何らかのこだわりがある又は結婚を認めない との回答の合計は 12.1% 33%となっている。
7	2	男女共同参画	○【女子差別撤廃条約採択後の経過】に以下を追加 平成27(2015)年 第59回国連婦人の地位委員会(通称「北京+20」):「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、更なる具体的な行動を取ることを表明
8	2	男女共同参画	鳥取県では、男女共同参画社会の実現をめざし、平成12(2000)年「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定し、平成13(2001)年に「鳥取県男女共同参画計画」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました(第3次計画:平成24(2012)～平成28(2016)年度末)(第4次計画:平成28(2016)～平成32(2020)年度末)。
9	2	男女共同参画	妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを行うマタニティハラスメントが課題となつていま す 。おり、平成28(2016)年の「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、マタニティハラスメントに対する事業主の防止措置が義務化されました(平成29(2017)年1月1日施行)。女性の賃金労働は、結婚・出産・子育て期に減少し、子育て後の再就職は大半がパートタイム労働者等の非正規雇用となっています。平成 26(2014)27(2015) 年の厚生労働省賃金構造基本統計調査による県内の一般労働者の平均賃金は、男性を100とすると女性は 79.078.9 であり、男女での格差は縮小傾向にありますが未だに存在しており、女性の管理職登用における格差も依然として存在しています。また、平成 24(2012)27(2015) 年の鳥取県職場環境等実態調査によると、育児休業取得率は女性が 85.390.2% に対し、男性は 3.12.7% であり、介護においても女性が主として担わなければならない実態があります。
10	2	男女共同参画	そのため、 長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた 固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画が単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての県民に係わる問題であることの認識を深めるための家庭・職場・地域を通じた生涯学習が必要です。
11	3	障がい	様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときにちょっとした手助けをする意欲のある人を「あいサポーター」とし、支援の輪を広げる鳥取県独自の取組。他の自治体にも徐々に広がり、全国で約 2633 万人が登録している(平成 27(2015)28(2016) 年9月時点)。
12	3	障がい	国内では、昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に「障害者基本法」に改正され、 障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化 障害者基本計画の策定を国の義務、自治体の努力義務とすること等が規定されました。 【障害者基本法制定後の経過】 平成16(2004)年 一部改正:自治体に 障がい者のための施策に関する基本的な障害者基本計画 の策定を義務付け 等
13	3	障がい	平成25(2013)年には「障害者基本法」の差別の禁止の基本原則を具体化する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、…③国・地方公共団体における差別の解消につながるような啓発の 義務化実施 等を定めています。

No.	節	分野	修正意見
14	3	障がい	しかし、精神障がいの場合のように、障がいに対する偏見や無理解に基づく言動が 症状を悪化させる社会復帰を妨げる など、意識上の障壁には依然厳しいものがあります。
15	3	障がい	また、障がいのある人の雇用の場を拡大していくためにも、事業主の理解・啓発や一般就労はもとより、在宅就労、 グループ就労 等の多様な就労形態を充実することが必要です。
16	3	障がい	障がいや障がいのある人への偏見や差別が残されてきた要因としては、障がいや障がいのある人に対する正しい認識や理解を深め、共に社会をつくっていると実感できる学習や啓発が不十分であること、 障がいの種類により福祉施策に格差があること、住んでいる地域により福祉サービスの取組やその情報提供に格差があること 等があげられます。
17	5	高齢者	我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、平成26(2014)年10月現在の高齢化率(総人口に占める65歳以上高齢者の割合)は 26.029.2% となり、世界でも有数の長寿国となっています。 平成12(20102000)年、…
18	5	高齢者	また、 社会問題となっている 高齢者虐待について、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することは極めて重要であるという観点から、平成18(2006)年、…
19	5	高齢者	これらの課題に対しては、教育や啓発、相談 支援体制の充実、社会参加・健康づくりの推進、医療・福祉サービスの質の向上、地域福祉、地域「支え愛」体制の充実暮らしやすいまちづくりの推進 等の取組が行われています。
20	5	高齢者	県内の高齢者の虐待については、平成 25(2013)26(2014) 年、県内の養介護施設従事者等による虐待として事実確認された事例が 40 件、養護者による虐待と判断された事例が 8076 件で、 多くはすべて 家庭内における養護者による虐待でした。(息子 43.3% 、娘 15.5% 、息子の配偶者 13.4% 、夫 11.3% 夫・妻 18.8% 、息子 47.1% 、娘 14.1% 、息子・娘の配偶者 7.1%)
21	5	高齢者	こうした状況を踏まえ、 今後は一層今後も継続して 、高齢者の人権について、正しい知識と理解の普及を促進し、…
22	7	病気	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、ハンセン病患者・回復者、 エイズ患者 やHIV感染者・ エイズ患者 等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取り組むこと、その際、保健体育担当教員や養護教諭との連携を図ること、啓発資料を適切に活用することが重要であるとしています。
23	7	病気	この節は、広く病気にかかわる人*1を対象としますが、過去にハンセン病、HIV感染症等の 感染症 の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要であること、そして、難病の患者がその社会参加の機会が確保されること及び地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共生することを妨げられないことが必要であることから、ハンセン病、HIV感染症・ エイズ*2 、難病に重点を置きながら記述を進めていくこととします。(*2を(2)から移動)
24	7	病気	(2) HIV感染症・ エイズ HIV感染症については、医学の進歩により、正しい知識と通常的生活行動で感染防止が可能な疾患となり、感染しても早期発見及び早期治療により社会の一員として生活を営むことができるようになりつつあります。しかし、エイズ患者が初めて日本で確認された昭和60(1985)年当時、病気に対する情報不足や誤った認識から、 患者・感染者HIV感染者・エイズ患者 に対して偏見や差別が生まれ、HIV感染症・ エイズ への積極的な対応が教育に求められました。* 鳥取県教育委員会では、平成6(1994)年以降、「性教育・エイズ教育指導の手引」(幼稚園・小学校・中学校・高等学校編)を作成し、教育活動全体を通じてHIV感染症・ エイズ に対する正しい理解と 患者・感染者HIV感染者・エイズ患者 に対する偏見や差別の解消をめざし取り組んできました。
25	7	病気	HIV感染症では、国内の患者・感染者数は依然として増加傾向にあり国内の新規HIV感染者・新規エイズ患者数は横ばい状態が続いています。 疾患についての正しい知識や理解の不足から、 患者・感染者HIV感染者・エイズ患者 等に対し、依然として根強い偏見や差別が存在しており、正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別を解消し 患者・感染者HIV感染者・エイズ患者 を含むすべての人が安心して暮らせる社会を構築することが重要です。

No.	節	分野	修正意見
26	7	病気	特に、ハンセン病、HIV感染症・エイズ、難病の病気にかかわる人の人権については、地域や児童生徒の実態及び発達段階に応じて、プライバシーの権利の保障に配慮しながら適切に学習を進めることが重要です。その際、患者・感染者等の権利回復の歴史に学ぶとともに、それぞれの病気にかかわる人の思いや願いをしっかりと受け止めていくことが大切です。
27	9	犯罪被害者等	こうした事件・事故は、誰もが突然巻き込まれる可能性があるにもかかわらず、これまで、犯罪被害者等*1に対する社会の理解は十分とは言えず、 犯罪被害者等 は犯罪等による身体的、精神的、経済的な直接被害だけでなく、捜査・裁判の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の噂や中傷、報道取材によるプライバシーや私生活の侵害等、被害後に生じる副次的な被害(二次的被害)にも苦しめられることがあります。
28	9	犯罪被害者等	鳥取県においても、平成20(2008)年、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、平成21(2009)年には犯罪被害者等の具体的支援策を盛り込んだ「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策がを総合的に推進されてきました(第3期:平成26(2014)～平成28(2016)年度末)。 とっとり被害者支援センターは平成20(2008)年に設立されましたが、最近の相談件数は、平成24(2012)年は242件、平成25(2013)年は153件、平成26(2014)年は138件と減少傾向にあり、その存在が広く県民に浸透しているとは言えない状況です。 犯罪被害者等支援には、社会全体で認識を共有し、社会的に支援を受けられる環境整備が重要であり、このためには 犯罪被害者等支援の気運の醸成が不可欠であることから、広く県民に対し、地域における犯罪被害者等支援への理解をさらに深めるために、広報、啓発等を継続していくことが必要 です。 とっとり被害者支援センター*2の存在や地域における犯罪被害者等支援への理解を県民に広く浸透させていくためには、広報、啓発等を一層継続していくことが必要 です。 *2とっとり被害者支援センターは、平成20年(2008)年に民間の被害者支援団体として設立され、平成24(2012)年に公益社団法人として認定された。 <最近の相談件数> 平成24(2012)年 242件 平成25(2013)年 153件 平成26(2014)年 138件 平成27(2015)年 201件
29	9	犯罪被害者等	また、犯罪被害者等の権利について学習する際には、 鳥取県警察及び公益社団法人とっとり被害者支援センターが行っている「命の大切さを学ぶ教室」 を活用するなど、犯罪被害者等の心情や実情を学ぶことのできる機会の充実を図ることと併せ、刑事手続への参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に関わる学習の中に適切に位置づけ、差別のない真に権利が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが大切です。
30	9	犯罪被害者等	各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)を中心とした広報活動や講演会等を通して、社会全体で 犯罪被害者等 を支援していくという県民意識を醸成する取組を通じての醸成を図ることで、差別のない真に権利が尊重される社会の実現につながる学びを重視した取組とすることが大切です。
31	13	UD	一人ひとりの権利が尊重されるユニバーサル社会の実現をめざして、引き続き、他人への思いやりやお互いを尊重する気持ちを身につけてもらうための学習の機会を提供し、UDの考え方を広めていくことが必要です。
32	14	様々	1970年代から1980年代にかけて、日本人が不自然な形で姿を消す事件が続けて発生し、北朝鮮当局により拉致されたのではないかと 疑われていますの疑いがもたれています 。
33	14	様々	鳥取県では、拉致問題の解決に向けた県内の機運を高めるため「拉致問題の早期解決を願う国民のつどい」、出前説明会、パネル展示等を行うとともに、 国に対して 拉致被害者の早期帰国の実現を 国に対して 要望しています。
34	14	様々	また、一般的に災害に遭われた人々は、「被災者」としてひとくりにされがちですが、避難所での生活では、高齢者や障がいのある人、病気にかかわる人、子ども、言葉の壁のある外国人 といった事由により等 、権利上の支援や配慮を必要とする人たちの場合、 その避難所での生活の困難はより大きなものになります 。さらに、性別、性自認、家族状況、文化、宗教等によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペースの確保、間仕切り、ベッドや多目的トイレなどの設備、多様な媒体による情報提供、栄養面・年齢・アレルギー等に応じた食料等の、 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家庭等、被災者の状況に応じた間仕切りの配慮等 が必要になります。

No.	節	分野	修正意見
35	14	様々	さらに、民間支援団体の「とっとり震災支援連絡協議会」に委託して相談窓口を設置し、避難者交流会や啓発講座等を実施し、避難者の自立支援や避難者支援の基盤づくりに努めています。
36	14	様々	併せて、要配慮者の避難について、避難所運営マニュアルに沿った対応ができるよう訓練を実施しています。また、市町村が実施する、県作成のマニュアルを参考とした要配慮者のニーズの把握や、男女両性の視点を取り入れた運営等の避難所運営体制の整備を支援しています。避難所機能・運営基準、避難所運営マニュアル、災害時要援護者支援マニュアル等を示し、地域防災計画において高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、女性、外国人等多様な人に配慮した避難所の運営、要配慮者支援等を定めるなどしており、引き続き災害時においても人権が尊重されるよう市町村とともに取り組みます。
37	14	様々	しかし、生活に豊かさと便利さがもたらされる反面、本人の知らない間に個人の情報が漏洩した場合、伝達速度が速く、伝達範囲が広範囲なため、情報漏洩による被害も夫規模甚大となります。
38	14	様々	さらに、「マイナンバー制度」の導入により、例えば社会保障・税関係の申請時に、課税証明書等の添付書類が削減されるなど手続きが簡単簡易になったり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができるなどのメリットがある一方、個人情報の流出への懸念、あるいは、なりすましによる被害の危険性も指摘されています。
39	14	様々	いまだに、特に結婚の際に、 そういった 身元調査をすることをやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります(平成26(2014)年の鳥取県人権意識調査によると32.3%の人が「やむを得ない」と回答)。
40	14	様々	また、マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報の取得に対して注意を促すとともに、不審な電話やメールが あった を受けた場合、内閣府のマイナンバー総合コールセンターや消費者ホットラインに連絡・相談するなどの情報提供を行っています。
41	14	様々	平成27(2015)年度、鳥取労働局雇用均等室(平成28(2016)年度より、雇用環境・均等室と名称変更)に寄せられた「男女雇用機会均等法」等にかかわる相談件数は579件でした。
42	14	様々	セクハラ防止のため、事業主は雇用管理上必要な措置を取るよう「男女雇用機会均等法」により義務付けられているほか、マタハラ防止のための法整備についても議論が進んでいるところですが、 についても 、同法及び「育児・介護休業法」の改正により防止措置義務が新設されたところであり(平成29(2017)年1月1日施行)、事業主、労働者が協力して、一人ひとりの人格を尊重する職場環境をつくっていくことが大切です。
43	14	様々	また、鳥取県と厚生労働省が民間に運営を委託して、平成20(2008)年度には鳥取市に「とっとり若者サポートステーション」を、平成25(2013)年度には米子市に「よなご若者サポートステーション」を設置し、働くことに悩みを抱えている若年者が社会や職場に参加できるよう、出前相談、キャリア相談、心理的問題にかかわる相談、ボランティア体験、グループ活動等を通じて就労のための自立支援を行っています。

パブリックコメントの全意見及び対応方針

No.	章	節	【意見】	【対応方針】
			*いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください。	①反映した(一部のみ反映したものも含む) ②既に盛り込み済み ③今後の検討課題 ④対応できない ⑤その他(基本方針の内容以外のこと)
1	—	—	改訂の概要等、広く周知するようにして下さい。	⑤ 人権教育行政担当者会、人権教育主任研究協議会、その他各種研修会等の機会を捉え、周知に努めます。
2	—	—	最近の生徒は、人がゴミを取ったら変な目つきで見る。偏見の目で人を見る。汚い物を拾っているのが、おかしいのだと思う。でも、拾う人が居なくなったら道路等はゴミでいっぱいになっていき、ポイ捨てが多くなる。誰かが手を汚さないといけないのだが、生徒は、この様なことはやりたがらない。手を汚してまで。人権が尊重されていない証拠だ。地域を美しくしようとしている人の人権を踏みにじるものだ。この様な考えを持った生徒は社会に出ても役に立たない。自主性が無い。美しい郷土の為に働いている人をどう思っているのか。生徒も、私たちと同じ考えを持った人と一緒に「協力」「参加」「体験」をして人権に対する考え方を変えていくべきだ。	② ① ご指摘の点も含め、第5章第4節4(1)で、自他の権利を大切にするとともに社会の中で果たすべき義務や自己責任について考え、自分たちは保護者や地域の人々等様々な人々に支えられていて、多くの愛情を受け自分たちの生活が守られていることを理解できる学習とすることが大切であると示しています。
3	—	—	福島県から避難している児童に対してのいじめ、金品の要求が、同学年の児童からやられている。小学生の頃からやられている。大人が子どもに対して指示を出しているとしか思えない。小学生から、いじめ、差別をしてはいけない事を教えていくべきだ。教師から、子ども達を差別しているのでここからやっていかなければ教師は何も役に立たない。教師から人権教育を受けないといけないのではないか。	② ① ご指摘の点も含め、第5章第14節(2)で東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題に係る教育について示し、第5章第4節でいじめに係る取組・課題等について示し、第3章第2節1で教職員に求められる資質・能力の育成について示しています。
4	5	2	3(3)「職場における状況」の育児と介護の記述の並びに違和感がある。別々にした方が良いのでは。	① ① 以下のとおり修正します。 また、平成27(2015)年の鳥取県職場環境等実態調査によると、育児休業取得率は女性が90.2%に対して男性は2.7%、介護休業の取得率は女性が23.9%に対して男性は8.5%となっています。
5	5	5	高齢化率と長寿国をイコールで結ぶのではなく、別表記とするのが望ましいのでは。高齢化率は、長寿であることと併せて、出生率が低いことの表れでもあると思うので。	① ① 以下のとおり修正します。 我が国は、生活水準の向上や医療技術の進歩等により平均寿命が著しく延び、世界でも有数の長寿国となっています。平成27(2015)年10月現在の高齢化率(総人口に占める65歳以上高齢者の割合)は26.7%となっています。

関係課からの修正意見(最終)

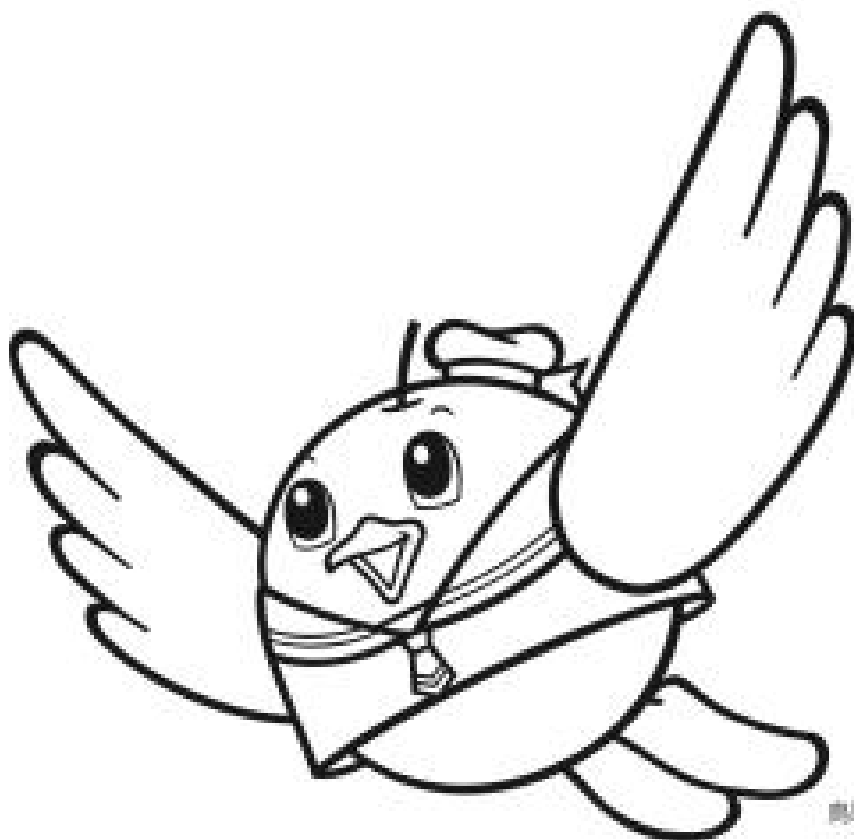
資料5

No.	節	分野	修正意見
1	1	同和教育	しかし、就職時の面接におけるプライバシーの侵害や差別につながる 恐れおそれ のある違反質問等は後を絶ちません。
2	1	同和教育	○以下を追加。 さらに、 部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に施行されました。 この法律では、「 部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題 」であるとした上で、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、 部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図り、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする と示されました。
3	3	障がい	(あいさポーターの登録者数)全国で約 3336 万人が登録している(平成28(2016)年 9 12月時点)。
4	3	障がい	これらを踏まえ、平成25(2013)年に新たに策定された「障害者基本計画(第3次)」において、「障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある」という考え方が 規定されて基本理念として盛り込まれています 。
5	6	外国人	県内に在住する外国人は、約 3,8004,100 人(平成 26 28年末現在)であり、県人口の約0.7%にあたります。国籍(地域)別には、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム等 6660 の国と 地域 の方々が在住されています。
6	6	外国人	最近の傾向として、在住外国人の総数は 減少増加 傾向にあり、これはアジア諸国(中国、東南アジア地域)から受け入れている「研修・技能実習生」の 減少増加 に起因しています。 一方 加えて、「永住者」、「日本人等の配偶者」等の県内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々 がも 増加傾向で、これらは1980年代以降に来日された方々(ニューカマー)です。 また一方 、過去の我が国による植民地支配等様々な歴史的経緯により定住されるようになった方々とその子孫(オールドカマー)は 横ばい減少 傾向となっています。
7	9	犯罪被害者等	*2とっとり被害者支援センターは、平成 20 年(2008)年に民間の被害者支援団体として設立され、平成24(2012)年に公益社団法人として認定された。
8	14	様々	鳥取県では、拉致被害者及びその家族等の早期帰国を願い、帰国後の心身の健康、生活基盤の再建を円滑に実現するため、米子市 等関係市町 と連携して拉致被害者の帰国後支援体制の構築に取り組んでいます。
9	14	様々	また、一般的に災害に遭われた人々は、「被災者」としてひとくりにされがちですが、避難所での生活では、高齢者や障がいのある人、病気にかかわる人、子ども、言葉の壁のある外国人等、人権上の支援や配慮を必要とする人たちの場合、避難所での生活の 困難さ はより大きなものになります。さらに、性別、性自認、家族状況、文化、宗教等によっても必要な支援は異なり、男女別の更衣スペース、授乳スペース、間仕切り、ベッドや多目的トイレ など等 の設備、多様な媒体による情報提供、栄養面・年齢・アレルギー等に応じた食料等の配慮が必要になります。
10	14	様々	併せて、避難所機能・運営基準、避難所運営マニュアル、 災害時要援護者支援マニュアル 等を示し、地域防災計画において高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、女性、外国人等多様な人に配慮した避難所の運営、要配慮者支援等を定めるなどしてきており、引き続き災害時においても人権が尊重されるよう市町村とともに取り組みます。

鳥取県人権教育基本方針

－ 第2次改訂（案）－

概要版



鳥取県マスコットキャラクター
トリピー

平成29年 月

鳥取県教育委員会

人権教育基本方針－第2次改訂－構成図

第1章 人権教育をめぐる動き

【同和教育で培われてきた原則】

- 差別の現実から深く学ぶ
 - ・現象の背景に迫る中で教育課題を明らかにする
 - ・自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていく

【国際社会で培われてきた原則】

- 権利を基礎にすえること
- 具体的な問題を基礎にすえること
- 行動(解決)を志向すること
- エンパワメント(自己決定の幅を広げる)の重視
- 「参加型」の重視

【人権救済と人権教育のかかわり】

- 人権尊重の社会づくり相談ネットワークとの連携

第2章 鳥取県がめざす人権教育

- 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成

人権教育の推進

第3章 人権教育の推進者の育成

- あらゆる場を通じた人権教育の推進
- 推進者の育成(学校、家庭、地域、職場)

第4章 人権教育における評価

- 人権教育における評価の在り方(推進体制、実践内容等)

様々な人権問題への取組

第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

第1節
同和教育

第2節
男女共同参画に関する教育

第3節
障がいのある人の人権に関する教育

第4節
子どもの人権に関する教育

第5節
高齢者の人権に関する教育

第6節
外国人の人権に関する教育

第7節
病気にかかわる人の人権に関する教育

第8節
刑を終えて出所した人の人権に関する教育

第9節
犯罪被害者等の人権に関する教育

第10節
性的マイノリティの人権に関する教育

第11節
生活困難者の人権に関する教育

第12節
インターネットにおける人権に関する教育

第13節
(新) ユニバーサルデザインの推進

第14節
(新) 様々な人権にかかわる教育

はじめに ～ 策定趣旨 ～

鳥取県教育委員会では、平成 16(2004)年、人権にかかわる教育課題を統合的に捉えて推進するため「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、平成 24(2012)年の第 1 次改訂を経て、その趣旨の徹底に努めてきました。

このたび、鳥取県が人権施策の総合的な推進を図るため策定している「鳥取県人権施策基本方針」の第 3 次改訂（平成 28 年 9 月）を受け、これまでの人権教育の取組を基盤にすえながら、新たに注目されてきた人権問題に対応するとともに、国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について」の考え（「育てたい資質・能力」の明確化、「協力・参加・体験」を中核にすえた指導方法等）を反映させ、人権尊重の精神を涵養する教育のより一層の充実を図るため、「鳥取県人権教育基本方針」の第 2 次改訂を行うことにしました。

第 1 章 人権教育をめぐる動き

◎ 同和教育で培われてきた原則について

同和教育は、「差別の現実から深く学ぶ」「身近な生活の中にある差別をなくしていく仲間づくり」「地域の住民とともにつくる教育」など実践から生み出されてきた原則や教訓を踏まえ、同和問題の解決を基本課題としながら、あらゆる差別問題の解決とすべての人々の権利回復、自己実現を図る取組を重ねてきました。

差別の現実から深く学ぶ：教職員や指導者が子どもや保護者の生活の現実・生活背景に触れる中で教育課題を明らかにすることです。そして、自分と差別とのかかわりを見つめ、自らの「在り方生き方」を問い直しながら教育実践を積み重ねていくことです。

◎ 国際社会で培われてきた人権教育の原則について

急激な社会の変化や人権意識の高まりによって様々な人権問題が市民によって提起されるようになった今日、人権教育に寄せられる期待はますます大きくなっています。

鳥取県教育委員会では、国際社会の中で培われてきた人権教育の原則に立脚し、人権を実際の生活の中で生かせるよう、知識だけでなく技能や態度を高め行動力をつけることをめざしています。

権利を基礎にすえること：法や条約に記された人権について学ぶこと等を通じて、誰もが「権利の主体」であり、人権尊重の社会づくりの担い手であるとの意識を確立すること。

具体的な問題を基礎にすえること：具体的に誰のどのような権利が侵害されているのか、なぜそのような侵害が起こるのかということ捉える資質・能力を育てること。

行動(解決)を志向すること：人間としての尊厳の自覚に基づき、人権が尊重される社会（問題の解決）をどのように実現するのかを見極め、実践する資質・能力を育てること。

エンパワメントの重視：自分自身のかげがえのなさに気づき、差別や抑圧から解放され、本来もっている能力を発揮し、自己決定の幅を広げること。

「参加型」の重視：協力的な人間関係をつくり、異なる立場・意見を有する人々と合意を形成し、問題解決を方向付け、共に行動することを促す包括的な学習プロセスのこと。

◎ 人権救済と人権教育の有機的かかわり

- ・「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」等との効果的連携。
- ・相談ケースの背景の分析。課題解決に向けた人権教育の取組の充実。

第2章 鳥取県がめざす人権教育について

◎ 同和教育で培われてきた原則を基底に位置づける

鳥取県教育委員会では、これまで取り組まれてきた同和教育の原則を踏まえた人権教育を推進することをめざしています。

◎ 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する

「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」とともに、国際社会で普遍性を認められた権利の内容、人権概念等を踏まえた「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」を重視します。

「**個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ**」：様々な人の立場に立って問題解決を考えることによって普遍性に近づいていくこと。

「**普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ**」：「普遍的な人権」という基準から、自身の経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげること。

◎ 鳥取県の人権教育がめざすもの

[人権教育がめざすもの] ~ 豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成 ~

- 本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る
- 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
- 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる

第3章 人権教育の推進者の育成

◎ あらゆる場を通じた人権教育の推進、推進者の育成

幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育に取り組む必要があります。このため、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育の推進者を育成する必要があります。人権教育の推進者の育成にあたっては、人権尊重の社会づくりに取り組む様々な機関・団体と連携・協働することが大切です。連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。

第4章 人権教育における評価

◎ 評価の在り方

人権教育を一層充実させるため、人権教育の推進体制や実践内容等を常に見直していくことが大切です。

- ・ P D C A サイクル（実態把握に基づく計画立案－実施－評価－改善）の確立
- ・ 学習者に育てたい資質・能力（知識・技能・態度）を明確にした評価
- ・ 学習者の自己評価、市民による外部評価等、多角的な視点からの評価

第5章 各人権問題にかかわる教育の推進指針

◎ 人権教育の4つの側面

人権教育に取り組む上で大切なことは、教育活動全体を通じて取組を推進するという事です。鳥取県教育委員会ではこのことを以下の4つの側面に整理し、これらを有機的にかかわらせながら取り組むこととしています。

「人権のための教育」：豊かな人権文化を築く資質を備えた人間を育成すること。

「人権としての教育」：生涯にわたり、すべての人が等しく教育を保障されること。

「人権についての教育」：人権や人権問題について学ぶこと。

「人権が尊重される教育」：人権が大切にされた環境で学ぶこと。

① 同和教育

- ・課題として、結婚、就職、戸籍等の不正取得、インターネット上での誹謗中傷等を例示。
- ・人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めるという視点を、より重視しながら、自己実現を果たすことをめざす教育を推進。

② 男女共同参画に関する教育

- ・課題として、配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）、セクシュアルハラスメント、雇用、固定的な性別役割分担意識等を例示。
- ・男女共同参画の視点に立って、性にかかわる社会的な問題について、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

③ 障がいのある人の人権に関する教育

- ・課題として、物理的障壁、文化・情報面の障壁、雇用等を例示。
- ・特別支援教育を推進するとともに、障がいのある人の問題は、社会全体の課題であるという認識を深め、課題解決を志向する教育を推進。

④ 子どもの人権に関する教育

- ・課題として、いじめ、暴力行為、体罰、不登校、児童虐待、児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等を例示。
- ・権利の主体として、自他の人権を守るための実践行動につなげられるよう、育成すべき資質・能力を明確にした教育を推進。

⑤ 高齢者の人権に関する教育

- ・課題として、核家族化の進展等による家族の介護機能の低下、認知症患者の増加、社会的孤立、高齢者虐待等を例示。
- ・高齢者のための国連原則（自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）を踏まえた教育を推進。

⑥ 外国人の人権に関する教育

- ・課題として、本名を名のりにくい状況、日本語の習得と母国語の保持との葛藤、入居・入店拒否、就労の障害、ヘイトスピーチ等を例示。
- ・一人ひとりの実態に応じた、きめ細かな指導・情報提供を実施するとともに、多様性を尊重する態度を育てる国際理解教育を推進。

⑦ 病気にかかわる人の人権に関する教育

- ・課題として、ハンセン病・HIV感染症への偏見・差別、難病への理解不足等を例示。
- ・病気にかかっている児童生徒への適切な支援を実施するとともに、病気にかかわる社会的問題への理解を深める教育を推進。

⑧ 刑を終えて出所した人の人権に関する教育

- ・課題として、根強い偏見・差別の存在、就職・住居の確保が困難等を例示。
- ・刑を終えて出所した人の人権をめぐる社会的問題について、個人情報の適切な取り扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑨ 犯罪被害者等の人権に関する教育

- ・課題として、取材や報道の在り方、犯罪被害者の物的・心的負担等を例示。
- ・犯罪被害者等の人権をめぐる社会的問題について、個人情報の適切な取扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑩ 性的マイノリティの人権に関する教育

- ・課題として、性同一性障がい等の性自認、性的指向への偏見・差別を例示。
- ・性的マイノリティの人権をめぐる社会的問題について、児童生徒の発達段階を踏まえた性教育に適切に位置づけながら、関係医療機関との連携等に基づく適切な支援を重視した教育を推進。

⑪ 生活困難者の人権に関する教育

- ・課題として、不安定な雇用形態と低賃金に苦しむ人の増加等を例示。
- ・社会における企業の役割と責任、社会保障等における国・地方公共団体の役割にかかわる学習の中に適切に位置づけながら、個人情報の適切な取扱い、当事者にかかわる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進。

⑫ インターネットにおける人権に関する教育

- ・課題として、差別助長行為、プライバシーの権利の侵害、名誉毀損やいじめ、児童ポルノの流通等を例示。
- ・児童生徒の実態把握に努め、地域や保護者の啓発、児童生徒への適切な指導を実施するとともに、情報モラルにかかわる教育を推進。

⑬ ユニバーサルデザインの推進

- ・課題として、ユニバーサルデザイン及びカラーユニバーサルデザインの認知度が低いこと、県内公共施設等の点検・改善・整備を促していく必要があることを例示。
- ・様々な人の立場に立つことによって普遍性に近づいていくことを重視した教育を推進。

⑭ 様々な人権にかかわる教育

- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等、東日本大震災等の災害の被災者に関する人権問題、アイヌの人々、個人情報の保護、職場における人権問題、ひきこもりの状態にある人の人権にかかわる現状と課題、鳥取県の取組を紹介。